

電気通信大学大学院情報理工学研究科評議員選考規程

平成22年12月 8日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程第2条第1項第6号に基づき、大学院情報理工学研究科(以下「研究科」という。)から選出される教育研究評議会評議員(以下「評議員」という。)の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 評議員は、研究科の専任の教授のうちから、大学院情報理工学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)の選出する者について、学長が選考する。

(選出の時期)

第3条 研究科教授会は、次の各号の一に該当する場合には、評議員候補者を選出しなければならない。

- (1) 評議員の任期が満了する場合
- (2) 評議員の辞任が認められた場合
- (3) 評議員が欠員になった場合

(選出方法)

第4条 評議員候補者の選出は、選挙によるものとし、前条第1号に該当する場合は任期満了の1か月前に、同条第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行う。

(雑則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月8日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に評議員の任にある者は、この規程により選考されたものとみなす。